

令和5年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第3号説明資料

令和5年2月13日

大磯町個人情報の保護に関する条例

資料

制定概要	1
制定内容	1～3
参考資料	
個人情報保護制度見直しの全体像	4

総務課

大磯町個人情報の保護に関する条例

1 制定概要

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立を背景に、令和3年5月に公布された「デジタル社会形成整備法」において、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）の改正が行われ、個人情報の保護に関する公的部門と民間部門それぞれの法律と条例が一元化されることとなりました。これにより、全国的な共通ルールが法律で設定され、各地方公共団体が定める条例による制度運用から、個人情報保護法の直接適用となり、法に基づく制度運用に変わることとなります。

そのため、現行の「大磯町個人情報保護条例」（以下「現行条例」という。）による制度運用から、改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）による制度運用に移行する必要があることから、現行条例を廃止し、改正法の施行に関し必要な事項その他制度運用に必要な事項を定める条例を新たに制定するものです。

2 制定内容

第1条（目的）

この条例の目的は、改正法の施行に関して必要な事項を定めること、その他個人情報保護制度の運用に際して必要な事項を定めることとします。

第2条（定義）

この条例で用いる用語の定義を定めます。

○「町の機関」は、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会とします。

○その他の用語は、改正法及び法施行令で使用する用語の例によることとします。

第3条（個人情報取扱事務登録簿）

現行条例で、個人情報を取り扱う事務に関し、取り扱う個人情報の内容や目的などを示した帳簿として備えることとしていた個人情報取扱事務登録簿について、引き続き備えることを定めます。

第4条（開示請求の手続）

個人情報の開示請求書には、改正法に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載できることを定めます。

第5条（開示決定等の期限）

個人情報の開示請求があった場合に、開示、不開示等の決定を行う期限を定めます。

○決定期限…現行条例と同等の14日以内に決定することを定めます。

○延長期限…上記決定期限内に決定することが困難である場合には、決定期限に加えて30日を上限に延長できることを定めます。

第6条（開示決定等の期限の特例）

著しく大量な個人情報の開示請求があり、事務の遂行に著しい支障が生じる恐れがある場合には、特例として、決定期限に延長期限を加えた日数の期間内に相当の部分のみ開示決定等を行い、残部分については処理が完了する相当の期間内に開示決定等をすれば足りるとされています。

本町では、第5条の規定により決定期限（14日）に延長期限（30日）を加えた日数が44日となることから、44日以内に相当部分のみ開示決定等を行い、残部分は相当の期間内に開示決定等ができることを規定します。

第7条（開示請求に係る手数料等）

個人情報の開示請求があった場合に、請求者に求める手数料等を定めます。

○手数料……………無料とします。

○その他請求者に求める費用…実費負担（コピー代等）を求めることとします。

第8条（訂正請求の手続）

個人情報の訂正請求書には、改正法に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載できることを定めます。

第9条（利用停止請求の手続）

個人情報の利用停止請求書には、改正法に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載できることを定めます。

第10条（個人情報保護審査会の設置及び組織）

開示決定等に対する審査請求がされた場合の審査機関として、個人情報保護審査会を設置することを定めます。

また、制定予定の大磯町議会の個人情報の保護に関する条例に基づく開示決定等に対する審査請求のための機関としての役割をもたせることを定めます。

第11条（審査請求についての調査審議の手続における定義）

審査請求についての調査審議の手続における用語の定義を定めます。

第12条（審査会の調査権限）

審査会の調査権限として、諮問庁に保有個人情報の提示を求めることができることを定めます。

第13条（委員による調査手続）

第12条の規定による保有個人情報の提示があった場合に、委員に閲覧させることができることを定めます。

第14条（提出資料の写しの送付等）

審査請求人等から資料又は主張書面の提出があった場合に、提出者以外の審査請求人等に資料を送付することを定めます。

第15条（行政不服審査法の準用）

審査請求に対する調査審議については、第12条から第14条までの規定のほか、行政不服審査法の規定を準用することを定めます。

第16条（個人情報保護制度運営審議会の設置及び組織）

個人情報保護制度に係る諮問機関として、個人情報保護制度運営審議会を設置することを定めます。

また、議長からの諮問事項にも応じる機関としての役割をもたせることを定めます。

第17条（運用状況の公表）

条例の運用状況について、毎年公表することを定めます。

第18条（委任）

規則への委任について定めます。

附則第1条（施行期日）

条例の施行期日は、改正法の施行期日である令和5年4月1日とします。

附則第2条（大磯町個人情報保護条例の廃止）

条例の施行に伴い、現行条例を廃止することを定めます。

附則第3条（経過措置）

条例の施行に伴う現行条例との経過措置を定めます。

個人情報保護制度見直しの全体像

